

伊奈町防災士資格取得補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、防災士の資格を取得しようとする者に対し、伊奈町防災士資格取得補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより地域防災の担い手の育成を促進し、もって地域防災力の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「防災士」とは、「自助」、「共助」及び「協働」を原則として、地域社会の様々な場で、減災及び地域防災力向上のための活動が期待され、そのために十分な意識、知識及び技能を有する者として、認定特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）の認証登録を受けた者をいう。

2 この要綱において「防災士研修センター等」とは、日本防災士機構が認定した研修機関であって、日本防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士養成研修講座（以下「講座」という。）を行う機関をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する個人
- (2) 自主防災会の会員で、自主防災会長から推薦された者
- (3) 防災士の資格を取得した後、町内の自主防災会において5年以上の活動が見込める者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 防災士研修センター等が実施する講座の受講料
- (2) 防災士資格取得試験受験料
- (3) 防災士認証登録料

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額とし、毎年度予算の範囲内で町長が定める額とする。

2 補助金の交付は、1人につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、講座の受講前に伊奈町防災士資格取得補助金交付申請書（第1号様式）に講座の受講を証する書類及び推薦書（第2号様式）を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適當と認めたときは、伊奈町防災士資格取得補助金交付決定通知書（第3号様式）により、不適當と認めたときは、伊奈町防災士資格取得補助金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、講座の受講を中止しようとするときは、速やかに、伊奈町防災士資格取得補助金申請取下書（第5号様式）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに防災士認証登録を完了し、伊奈町防災士資格取得補助金実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1）防災士認証状の写し

（2）第4条に規定する補助対象経費の支払を証明する書類

2 前項第1号に規定する書類は、防災士資格取得試験合格通知の写しをもって、これに代えることができる。

（補助金の確定）

第10条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、当該報告に係る書類を審査し、適當と認めたときは、伊奈町防災士資格取得補助金確定通知書（第7号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、伊奈町防災士資格取得補助金請求書（第8号様式）に伊奈町防災士資格取得補助金確定通知書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第12条 町長は、交付決定者が偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたと認める場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補助金の交付を受けた者の責務)

第13条 補助金の交付を受けた者は、町内の自主防災会活動及び町が実施する防災に関する事業に対し、積極的に協力しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

伊奈町防災士資格取得補助金交付申請書

年　月　日

(宛先)

伊奈町長

住　所

申請者　氏　名

電　話

伊奈町防災士資格取得補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助年度	年度
所属している 自主防災会（町会）名	
補助金申請額	円
添付書類	1　講座の受講を証する書類 2　推薦書（第2号様式）

第2号様式（第6条関係）

推 薦 書

年 月 日

(宛先)

伊奈町長

自 主 防 災 会 名

自主防災会長氏名

次の者を、自主防災会活動及び町が実施する防災に関する事業に対し、積極的に協力する者と認め、伊奈町防災士資格取得補助金交付要綱第6条の規定により防災士資格取得候補者として推薦します。

ふ り が な 氏 名	
生 年 月 日	
住 所	
自主防災会役職	

第3号様式（第7条関係）

伊奈町防災士資格取得補助金交付決定通知書

発第 号
年 月 日

様

伊奈町長 印

年 月 日付けで申請のあった伊奈町防災士資格取得補助金の交付申請について、下記のとおり決定したので、伊奈町防災士資格取得補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

補助年度	年度	交付番号	発第 号
補助対象費用	円		
交付決定額	円		
交付条件	1 防災士の資格を取得したときは、補助金の交付決定を受けた年度内に特定非営利活動法人日本防災士機構による防災士認定登録を受けること。 2 次の事項に該当するときは、速やかに届けであること。 ア 講座の受講を中止するとき。 イ 予定の期限内に防災士認定登録が完了しないとき。 3 補助事業が完了したときは、速やかに伊奈町防災士資格取得実績報告書を提出すること。		

第4号様式（第7条関係）

伊奈町防災士資格取得補助金不交付決定通知書

発第 号
年 月 日

様

伊奈町長 印

年 月 日付けで申請のあった伊奈町防災士資格取得補助金の交付申請について、下記のとおり決定しましたので、伊奈町防災士資格取得補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

補助年度	年度
不交付とした理由	

第5号様式（第8条関係）

伊奈町防災士資格取得補助金申請取下書

(宛先)

伊奈町長

住 所

申請者 氏 名

電 話

年 月 日付け 発第 号により交付決定を受けた伊奈町防災士資格取得補助金について、下記の理由により交付申請を取り下げます。

記

補助年度	年度	交付番号	発第 号
交付決定額	円		
取下げ理由			

第6号様式（第9条関係）

伊奈町防災士資格取得補助金実績報告書

年　月　日

(宛先)

伊奈町長

住　所

申請者　氏　名

電　話

伊奈町防災士資格取得補助金交付要綱第9条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

補助年度	年度	交付番号	発第　　号
交付決定 年月日		年　　月　　日	
交付決定 通知額		円	
補助対象費用		円	
添付書類	1 防災士認証状の写し又は合格証の写し 2 補助対象経費の支払いを証明する書類		

第7号様式（第10条関係）

伊奈町防災士資格取得補助金確定通知書

発第 号
年 月 日

様

伊奈町長

年 月 日付けで伊奈町防災士資格取得補助金実績報告のあった補助事業について、下記のとおり確定しましたので、伊奈町防災士資格取得補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

補助年度	年度	交付番号	発第 号
交付決定年月日		年 月 日	
交付決定通知額		円	
補助対象費用		円	
交付確定額		円	

第8号様式（第11条関係）

伊奈町防災士資格取得補助金請求書

年　　月　　日

(宛先)

伊奈町長　　様

住 所

申請者 氏 名

印

電 話

伊奈町防災士資格取得補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助年度	年度	交付番号	発第 号
交付決定通知額	円		
交付確定額	円		
交付請求額	円		
添付書類	伊奈町防災士資格取得補助金確定通知書の写し		